

森の虹

造林公社だより

令和7年度版

2025.10 発行

平素より格別のご支援を賜り、誠にありがとうございます。

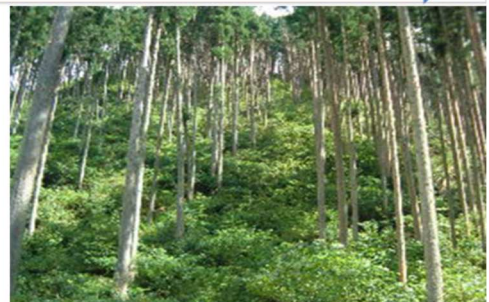
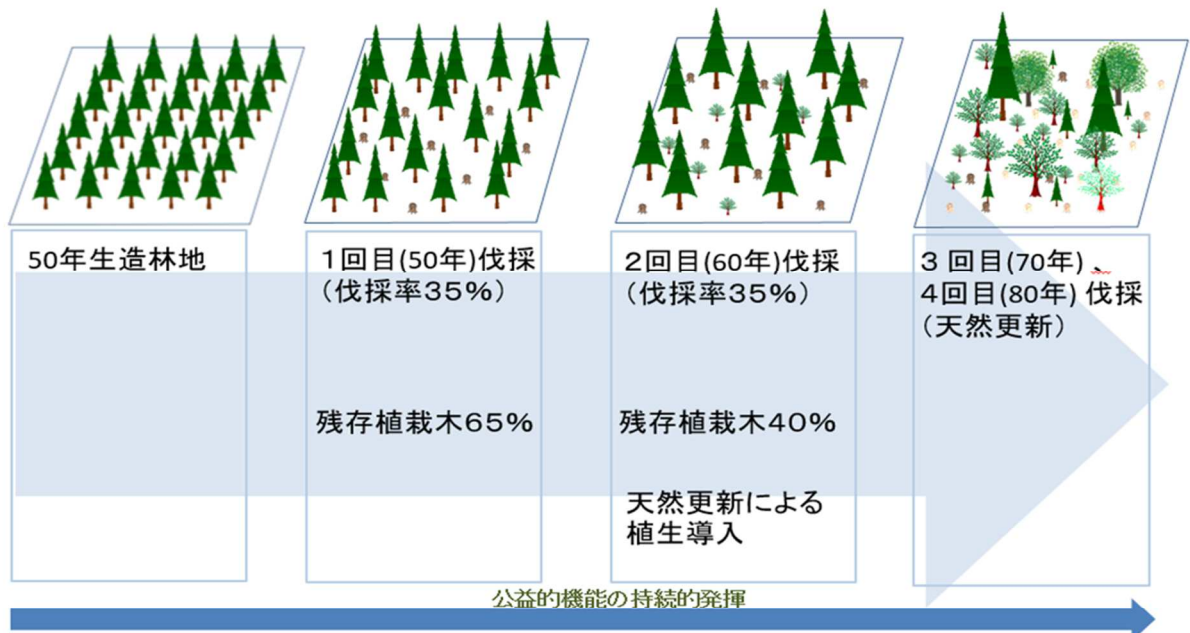
本号では、令和6年度の事業実績と令和7年度の事業計画、ならびに「滋賀県分収造林事業あり方検討会」の状況や、令和7年6月にご協力いただいた意向調査の結果についてご報告いたします。

森林は、水源涵養や災害防止など、地域社会にとって欠かすことのできない公益的機能を担っています。弊社はその価値を守り、持続可能な森林づくりを目指して、日々の整備と経営改善に取り組んでおります。

今後も、皆様との信頼関係を大切にしながら、より良い森林環境の維持と分収林契約の履行に努めてまいります。

森林の公益的機能を持続的に発揮できるよう、 効率的な伐採方法に取り組んでいます

● 定性伐採（抜き伐り） 4回に分けて10年間隔で伐採（モデル例）



令和6年度事業実績および令和7年度事業計画 について

弊社は「第3期中期経営改善計画（令和3年度～令和7年度）」に基づき、持続可能な森林経営と収益性の向上を両立させるべく、各事業に取り組んでおります。

分収造林事業につきましては、伐期に達した森林から伐採に着手するとともに、引き続き植栽地の保育管理に努め、弊社林の公益的機能の持続的発揮に十分配慮した森林整備を行うとともに、収益性の高い木材の生産と販売を推進してまいります。

■令和6年度分収造林事業(木材生産)実績

No	事業地名	伐採面積 (ha)	木材生産量 (m)	収入			支出	伐採収益 (千円)
				補助金額 (千円)	木材売上 (千円)	計 (千円)	事業費 (千円)	
①	R5から継続地子原（谷所谷）	3.7	784	14,889	5,022	19,911	11,671	8,240
②	R5から継続朝宮（平尾）	0.4	89	0	1,087	1,087	3,566	△ 2,479
③	上 龍 華（高庭）	5.6	1,339	27,023	13,473	40,496	30,816	9,680
④	北 野（坪谷）	4.0	909	17,615	8,705	26,320	21,016	5,304
⑤	黒 山（金谷）	3.4	730	302	6,727	7,029	4,263	2,766
⑥	在 原（ウコ谷）	3.1	695	14,664	5,349	20,013	14,662	5,351
⑦	保 坂（一ノ谷）	1.1	256	5,960	1,419	7,379	5,852	1,527
⑧	保 坂（見坂）	0.4	89	2,055	524	2,578	2,035	544
⑨	地 子 原（谷所谷）	0.0	0	0	0	0	0	0
⑩	麻 生（足谷）	3.2	873	13,795	5,032	18,827	16,572	2,255
⑪	棕 川（中野）	2.1	667	211	4,973	5,184	1,720	3,464
⑫	君 ケ 畑（榎平）	0.7	120	2,331	1,216	3,547	2,857	691
⑬	君 ケ 畑（トロボラ）	0.3	65	652	676	1,327	1,136	191
⑭	箕 川（大山谷）	1.4	368	5,804	3,610	9,415	7,048	2,367
⑮	君 ケ 畑（ヨロイ谷）	1.5	300	6,462	2,833	9,294	7,807	1,488
⑯	黄 和 田（荒谷）	0.0	0	0	0	0	0	0
⑰	神 山（焼地藏）	6.0	1,406	27,265	15,715	42,980	31,367	11,613
⑱	杉 谷（岩尾1）	1.1	244	92	2,764	2,856	421	2,435
⑲	塩 野（奥山）	2.2	353	132	4,406	4,538	606	3,932
⑳	宮 町（鍋谷）	0.3	59	490	811	1,300	40	1,260
㉑	朝 宮（平尾）	4.2	961	390	11,847	12,237	3,508	8,729
㉒	瀬 音（乙羽谷）	3.2	558	13,004	6,725	19,728	14,299	5,429
分収造林 合 計		47.6	10,867	153,133	102,914	256,047	181,260	74,787

※令和7年3月末実績

※合計の不一致は四捨五入による

※「△」は補助金未収入による

※「0」は次年度へ繰り越したため



■令和7年度分収造林事業(木材生産)計画

No	事業地名	市町名
①	R6から継続地子原（谷所谷）	高島
②	R6から継続黄和田（荒谷）	東近江
③	R6から継続宮町（鍋谷）	甲賀
④	R6から継続宮町（鍋谷）	甲賀
⑤	荒張（大谷）	栗東
⑥	上龍華（高庭）	大津
⑦	上板並（宇山）	米原
⑧	上板並（宇山）	米原
⑨	山中（滝谷）	高島
⑩	山中（滝谷）	高島
⑪	在原（東峠）	高島
⑫	在原（東峠）	高島
⑬	小荒路（万治）	高島
⑭	能家（熊谷）	高島
⑮	柏（野海道）	高島
⑯	田中（阿弥陀山）	高島
⑰	高野（堂ノ後）	東近江
⑱	下一色（押立山）	東近江
⑲	平松（谷中）	湖南
⑳	正福寺（宮ノ口）	湖南
㉑	塩野（奥山）	甲賀
㉒	勅旨（岩倉谷）	甲賀
㉓	黄瀬（角子2）	甲賀



分収造林契約の変更・解約にご協力願います

弊社では、長期的な公社経営の改善を図るため、ご契約者の皆さまのご理解とご協力のもと、契約期間の見直しなどを進めています。

契約が未更改の皆様には、以下の3点についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 契約期間の延長（契約期間を現行 50 年 → 変更後 80 年）

- ・ 森林の公益的機能を損なわず、計画的な伐採と自然林への誘導を行うため、契約期間の延長にご協力願います。これにより、大径木の生産や補助金の活用が可能となり、収益性の向上にもつながります。

2. 分収割合の変更（分収割合を現行 40% → 変更後 10%）

- ・ 現行の分収割合（ご契約者 40%：弊社 60%）は、昭和33年当時の木材価格や造林経費等を勘案して林野庁が示した標準的な割合を参考に示したものです。
- ・ その後の木材価格の低迷や造林経費等（人件費、資材費等）の増加により木材販売収入と造林経費等との間に大きな不均衡が生じ、現行の分収割合では成り立たない状態となっております。つきましては、現行の契約における分収割合（ご契約者 40%：弊社 60%）から変更後における分収割合（ご契約者 10%：弊社 90%）へ契約内容の見直しにご理解願います。

3. 契約の解約（不採算林の解約）

- ・ 伐採収益の見込めない森林（不採算林）につきましては、ご契約者様にはご解約をお願いしております。
- ・ 解約対象の森林については、ご契約者様と協議のうえ、必要に応じて水源かん養機能の維持に必要な事業を実施するとともに、ご希望に応じて保安林指定の手続きをお手伝いするなど、維持管理や税の負担軽減に努めてまいります。



滋賀県分収造林事業あり方検討会 の検討状況に関するお知らせ

「滋賀県分収造林事業あり方検討会」につきましては、令和6年9月30日に第1回が開催されたことを皮切りに、その後4回に渡り、学識経験者、経営や法律の専門家等による外部有識者により、弊社が抱える経営上の課題について、これまでの取組を総括、検証するとともに、今後の経営のあり方、弊社が行う分収造林事業のあり方について検討がなされました。

令和7年9月1日に開催された、第5回「滋賀県分収造林事業あり方検討会」では、「分収造林事業は、5～10年の間に中・長期的に収束させる。」、「分収林契約は、解除交渉を行う。」、「公社は、分収造林事業の収束が完了した段階で解散する。」、なお「その後の公的管理を担う新たな組織については、今後検討する。」と取りまとめられたところです。

このことについて滋賀県は、今後、県議会や市町など関係機関への意見聴取、内部での検討を行い、今年度末までに方針を定めるとしています。

令和7年6月に実施した意向調査の結果について

この度、滋賀県が開催している「滋賀県分収造林事業あり方検討会」の状況を踏まえ、ご契約者の皆様に、所有森林の経営・管理等に関する意向調査にご協力いただきましたところ、その結果は下記のとおりでしたので、ご報告いたします。

記

調査期間：令和7年6月11日～6月30日（弊社で実施）

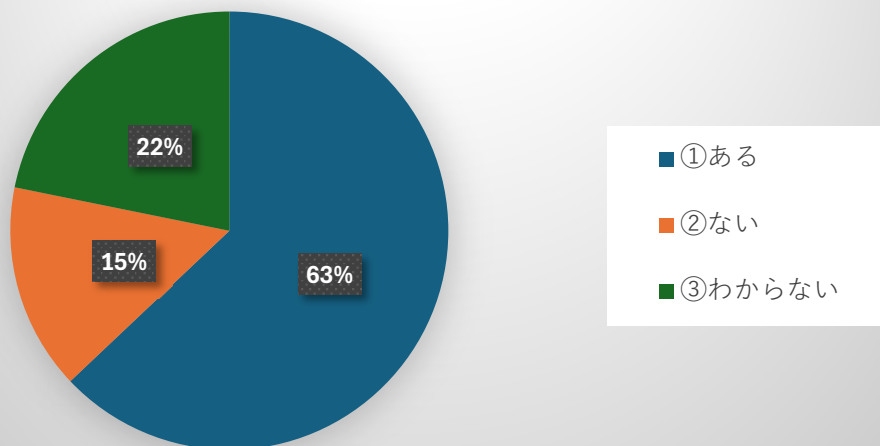
調査対象者：ご契約者（解約を予定している方を除く） 1,283名

（対象者内訳：個人1,143名、自治会47区、生森26組合、社寺57者、法人8者、その他2者）

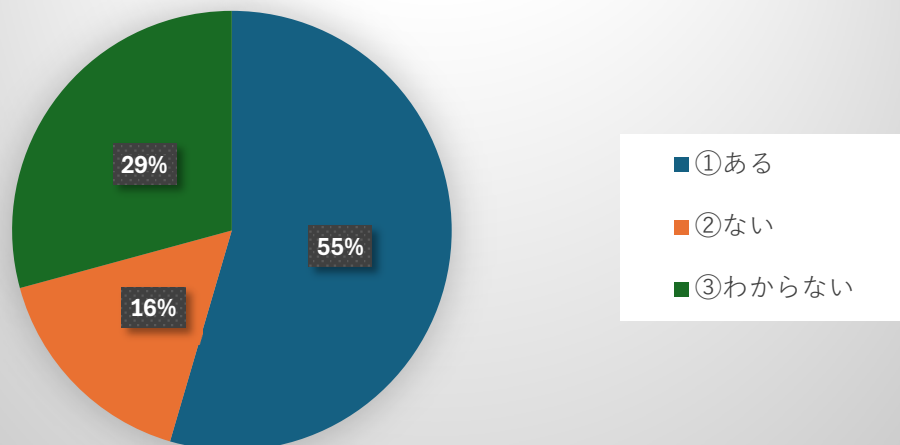
回答状況（有効回答率43.0%）

有効回答者数552名（全回答者数600名、うち未回答47名、無記名1名）、宛先不明者数107名

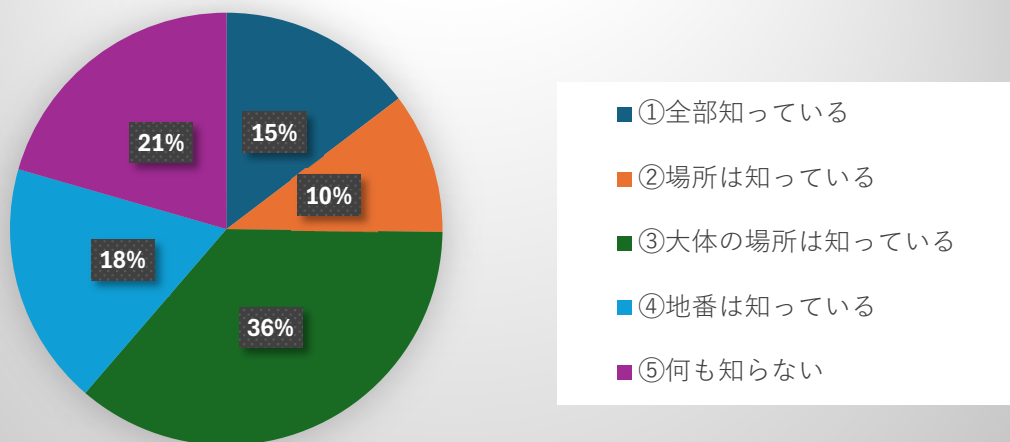
問 1－1 「契約林以外に人工林を所有しているか」



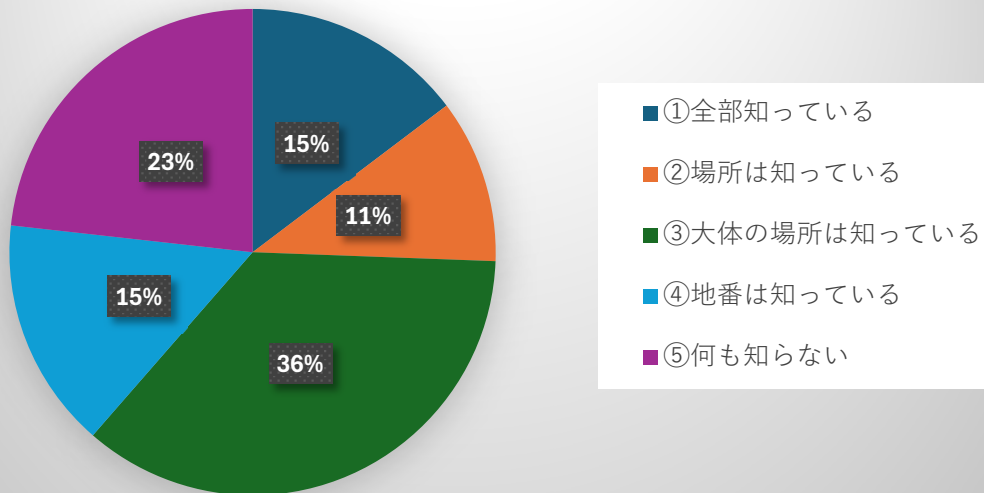
問 1－2 「契約林以外に天然林を所有しているか」



問 2－A 「契約林の場所・地番を認知しているか」



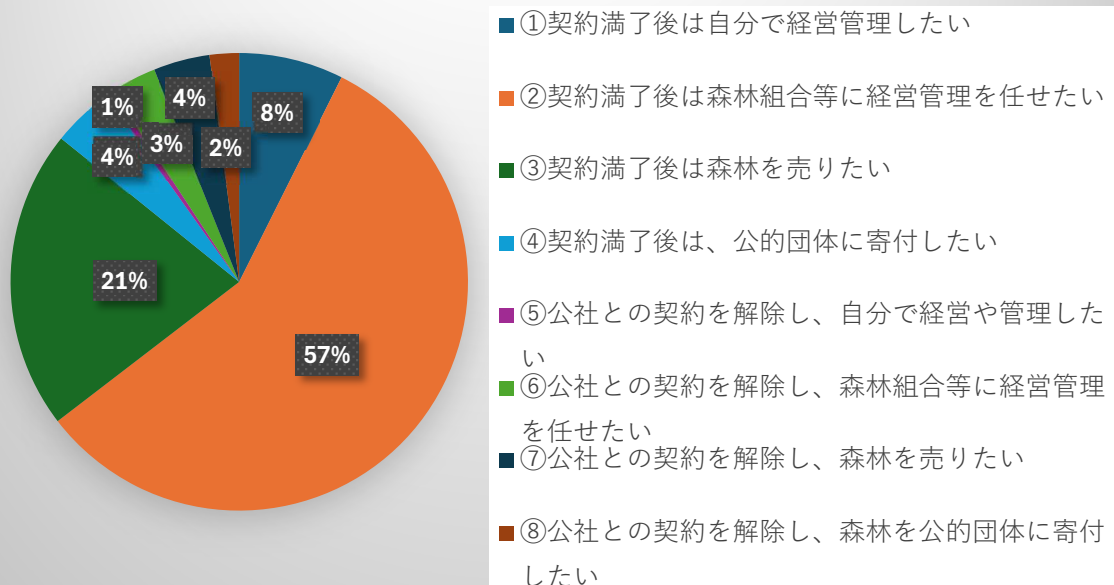
問2-B「契約林以外の場所・地番を認知しているか」



(所見)

問1-1、2、問2-A、Bの結果から、契約者の大半の方が、契約地以外にも森林（人工林または天然林）を所有しており、契約林とともにその場所を概ね把握していることから、森林を所有していることの意識が高いことが分かりました。

問3「契約林の管理は今後どうしたいのか」

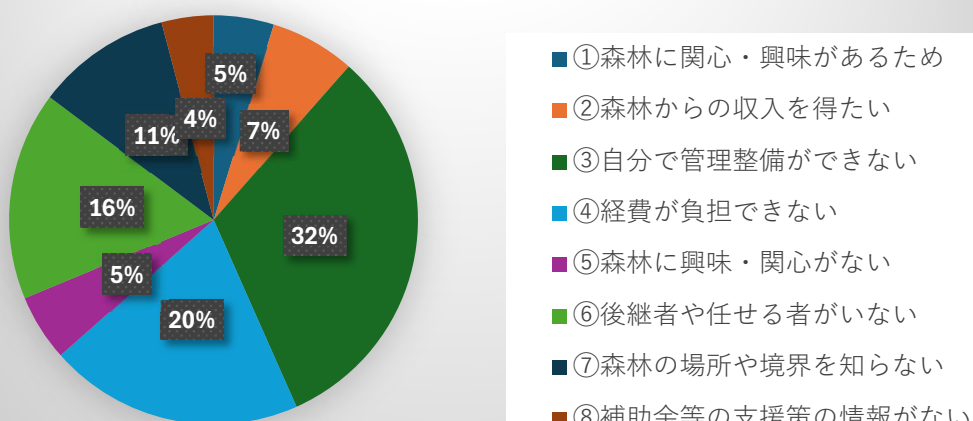


(所見)

問3の結果から、「②契約満了後は森林組合等に経営管理を任せたい」が57%と、森林組合等が森林管理、整備の担い手として期待されていることが分かりました。

一方、「③契約満了後は森林を売りたい」が21%、「④契約満了後は、公的団体に寄付したい」が4%と、一定数の方が森林を手放したいと考えていることが分かりました。

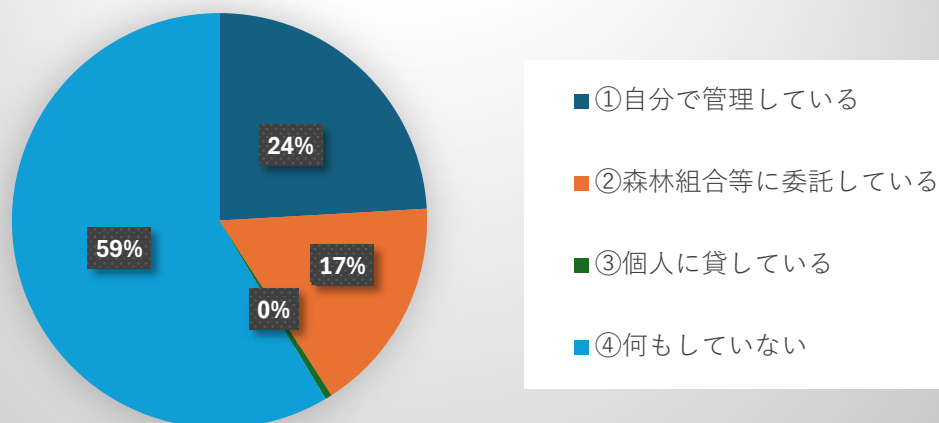
問4 「問3の理由」



(所見)

問4の結果から、「③自分で管理整備ができない」が32%、「④経費が負担できない」が20%、「⑥後継者や任せる者がいない」が16%と大半を占めており、個人では経営、管理が難しいという課題が浮き彫りとなりました。

問5 「契約林以外の森林管理はどうしているのか」

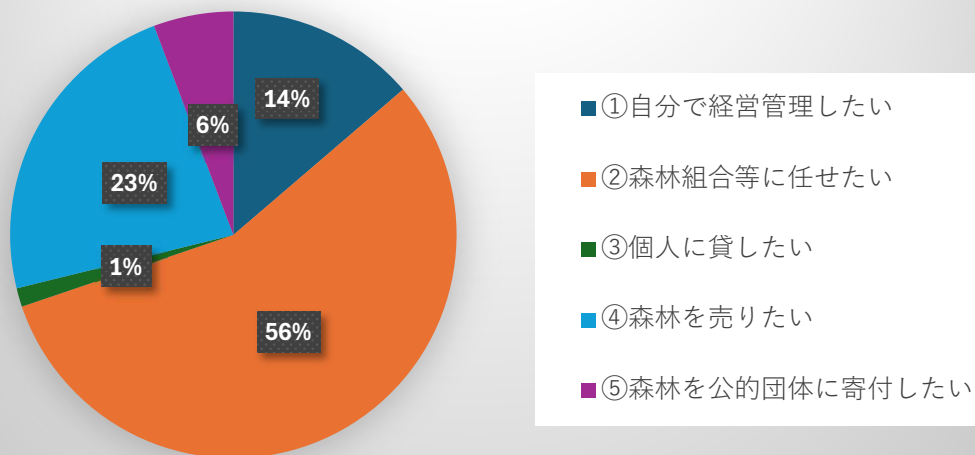


(所見)

問5の結果から、契約地以外の所有林については、「④何もしていない」が59%を占め、個人で経営することが難しいと感じており、改めて弊社が契約林として、森林の経営、管理を担ってきたことの意義は大きかったということが分かりました。

一方で、「①自分で管理している」が24%、「②森林組合等に委託している」が17%と、森林の経営、管理に対する意識の高い方が多いことが分かりました。

問 6 「契約林以外の森林の管理は今後どうしたいのか」

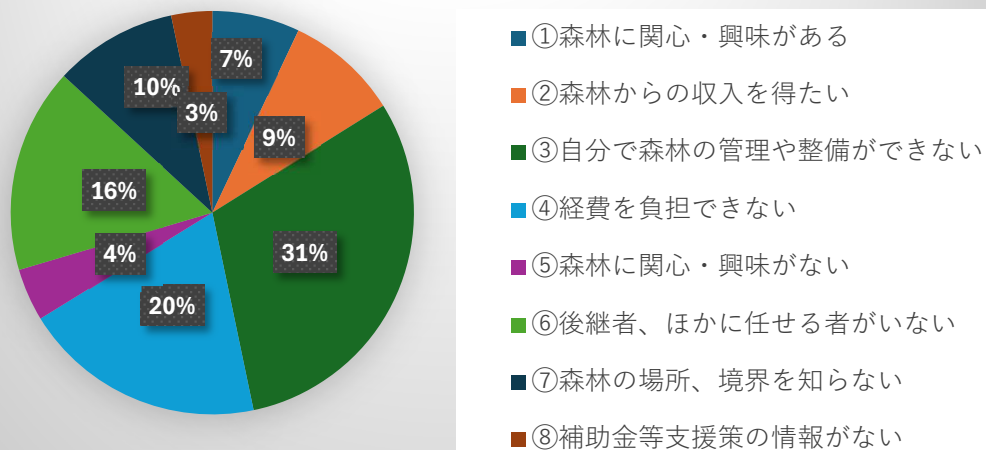


(所見)

問5で「何もしていない」と回答している一方で、問6の結果から、「②森林組合等に任せたい」が56%を占めており、自分の森林を何とかして管理、整備していかなければならないという意識が高いことや、森林組合等が、その森林の経営、管理の担い手として期待されていることが分かりました。

一方で、「④森林を売りたい」が23%、「⑤森林を公的団体に寄付したい」が6%と、一定数の契約者の方が、森林を手放したいと考えていることが分かりました。

問 7 「問 6 の理由」



(所見)

問7の結果から、「③自分で森林の管理や整備ができない」が31%、「④経費を負担できない」が20%、「⑥後継者、ほかに任せる者がいない」が16%であり、契約者の大半の方が、個人では森林の経営、管理することが困難である、という状況が分かりました。

一方で、「①森林に関心・興味がある」が7%、「②森林からの収入を得たい」が9%と、森林の経営、管理の意識が高い方が、一定数おられるということが分かりました。

(総括)

1,283 名のご契約者の方に調査をお願いした結果、以下の傾向が分かりました。

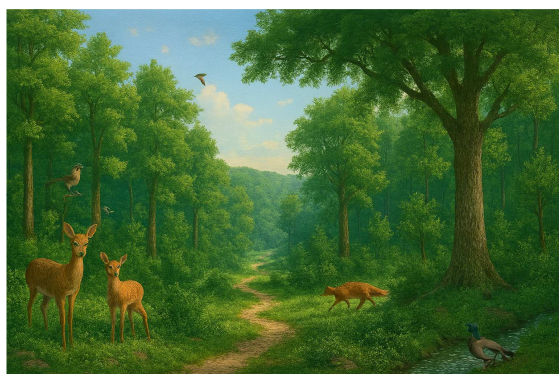
- ・ 契約地以外にも森林（人工林および天然林）を所有している方が多い。
- ・ 森林組合等への経営委託を希望する方が大半である。
- ・ 「自分で管理できない」「経費が負担できない」「後継者がいない」といった理由で経営や管理が難しい方が多数である。
- ・ 一方で、「森林に関心がある」「収入を得たい」と考える方も一定数いる。
- ・ 森林を売却・寄付して手放したいという意向もある。

調査結果から、個人による森林経営や管理には限界がある一方で、森林組合や林業事業体、公的機関が担い手としての期待が高まっていることが明らかとなりました。今後の森林経営・管理体制の構築に向け、皆様の声を真摯に受け止めてまいります。

弊社に寄せられたご意見（抜粋）

- ① 経営状況の数値情報が乏しい。
- ② 境界の確定のための公的な指導や支援をしてほしい。
- ③ 保安林にするなど課税がされないようにしてほしい。
- ④ 解約後は管理のいらない天然林に戻したい。
- ⑤ 造林公社で作成した作業道の管理が不十分である。
- ⑥ 今後も公社を継続してほしい。
- ⑦ 公社が責任を取るということの言葉が一言もない。
- ⑧ 責任をもって契約を履行してほしい。
- ⑨ できるだけ長期的に分収造林契約を続けさせてほしい。
- ⑩ 山林は、国民にとって重要なインフラとしての役割を持っている。
- ⑪ 所有林が公社契約林と隣接しているところがあり、公社の間伐材搬出時に同時に伐採したい。
- ⑫ 山林で地籍調査を実施してほしい。
- ⑬ 県と連携した計画的な環境林整備を実施してほしい。
- ⑭ 保安林に指定するなど、土砂崩壊防備のための対策をしてほしい。

※紙面の都合上、すべてのご意見は掲載できませんが、貴重なご意見をありがとうございました。



こんな時はどうしたらいいの？（Q & A集）

Q1 相続や住所変更があったら？

A 1 下記の事項について変更があった場合や予定される場合は、将来発生する分収金の交付手続きや契約の変更手続きに支障が生じますので、事実が発生し次第、弊社までご連絡願います。

- ア 契約者の変更（相続、売買、贈与など）
- イ 契約者の住所、電話番号の変更
- ウ 代表者や契約代理人の変更

Q 2 分収造林地の相続登記は必要？

A 2 契約者が亡くなり、相続手続きがされていない場合は、分収金の支払いに支障が生じますので、必ず相続手続きを行っていただき、相続手続きが完了し次第、弊社までご連絡願います。
（民法等の改正により、令和6年4月から相続登記の申請が義務化されています。）

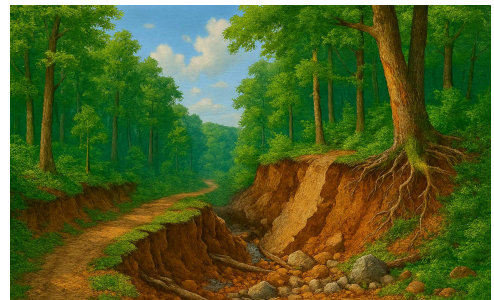
Q 3 分収金はどうやって支払われるの？

A 3 伐採の時期が近づきましたら、契約書の規定に基づき、弊社から伐採時期および伐採方法の協議をいたしますのでご協力願います。また分収金は、伐採が完了し次第、順次、ご契約者様へ支払いできるよう手続きを進めてまいります。

Q 4 契約地で災害や違法伐採を見かけたら？

A 4 次のような事例を見かけた場合は、弊社までご連絡願います。

- ア 公社造林地内で豪雨や台風等、気象災害により立木の折損等の被害を発見した場合
- イ 公社造林地に向かう林道や作業道が災害等により通行できない場合
- ウ 公社造林地内で許可なく作業が行われていると思われる場合（違法伐採など）



弊社へのご意見、ご要望をお寄せ下さい

弊社では、ご契約者や緑のオーナーの皆様からのご意見やご要望を伺い、今後の経営や事業の改善に努めてまいりたいと考えておりますので、お電話またはメールにて、ご氏名・ご住所・お電話番号を添えて、お気軽にお寄せください。

編集後記

本号では、令和6年度の事業実績、令和7年度の事業計画、滋賀県分収造林事業のあり方検討会の動向、意向調査の結果をご報告いたしました。

日頃よりご理解とご協力をいただいている皆様に、改めて心より御礼申し上げます。

森林は、水や空気を育み、災害から地域を守る「緑のインフラ」です。厳しい経営環境の中でも、その価値を守り、次世代へとつなげていく責任を果たすべく、今後も努力を重ねてまいります。

引き続き、皆様の率直なご意見をお寄せいただけますようお願い申し上げます。

編集・発行・問い合わせ先

事務局 〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号

一般社団法人 滋賀県造林公社

TEL 077-522-8349

FAX 077-521-0345

ホームページ <http://www.morimoribiwako.com/>

メールアドレス apc@morimoribiwako.com

(林業労働力確保支援センター ホームページ <http://www.ex.biwa.ne.jp/~sizoukou/>)